## 新型コロナウイルス感染症関連情報

## 日歯 NEWS LETTER

第5号〈令和2年4月30日〉

発行:日本歯科医師会

発行責任者:公益計団法人 日本歯科医師会

本ニュースレターに関する問い合わせは、 03-3262-9322(広報課)にご連絡ください

|速報||4月||27日に厚生労働省の保険局長宛に

応」についての要望書を提出しました

「新型コロナウイルスの感染拡大における緊 急的な歯科治療等における診療報酬 Fの対

https://www.jda.or.jp/

常務理事 小山茂幸

## 都道府県歯科医師会宛て通知から

○歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて(4/24)

【電話や情報通信機器による診療】の概要



・患者から求められた場合

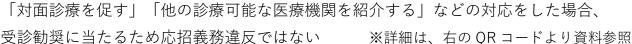
当該歯科医師が"医学的に可能であると判断した範囲"で、

初診から診断や処方ができる。ただし、医科同様に麻薬や向精神薬は処方できない

・診療を行う場合

「過去の診療録」「診療情報提供書」「地域医療情報連携ネットワークまたは健康診断の結果」などで、できる限り患者の口腔内の状況や基礎疾患の情報を把握・確認する。把握できない場合、処方日数は7日間が上限で、抗悪性腫瘍剤や免疫抑制剤など薬剤管理指導料「1」の対象となるハイリスク薬は処方できない

・当該歯科医師が困難と判断し、診断や処方をしない場合





電話等を用いた診療の求め 保険 患者 医療機関 実施するサービス 診療報酬上の対象外 歯科医師が診療は不要と 判断した場合 健康相談 > 歯科医師が対面診療が 自院または他院に 必要と判断した場合 受診勧奨 おける対面診療 診療報酬上の評価 当該保険 歯科医師が電話等を用 医療機関 電話等を用いた初診料(185点) いた診療が可能と判断し の受診歴 電話等を用いた初診 処方料(42点) た場合 なし 処方箋料(68点) > 現在受診中ではないが、 電話等を用いた初診料(185点) 電話等を用いた初診 新たに生じた症状に対し 処方料(42点) 当該保険 処方箋料(68点) て、診療を行う場合 医療機関 の受診歴 電話等再診料(53/44点) > 受診中の患者に対し、新 電話等を用いた再診 中医協資料を あり 処方料(42点) たに別の症状についての 処方箋料(68点) 基に作成 診断・処方を行う場合

◆関連事項◆〈中医協総会(4/24)承認〉

- ・歯科医師が診察可能であると判断し、診察および処方等を行った場合、初診料として185点(歯科訪問診療3を準用)を算定できる
- ・以前より「歯科疾患管理料、歯科特定疾患療養管理料」を算定していた患者に対して、電話等を用いた診療および処方、医学管理等を行う場合、

管理料として 55 点(歯科治療時医療管理料 45 点+歯周病患者画像活用指導料 10 点を準用)を算定できる